

## 【資料3】

### 戦略的広報調査業務委託企画提案審査委員会設置要領

#### (設置及び所掌事務)

第1条 戦略的広報調査業務に関する企画提案競技（以下、「企画提案競技」という。）の審査及び受託候補者を選定するため、戦略的広報調査業務委託企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

#### (組織及び運営)

第2条 審査委員会は、秋田県総務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 審査委員会に委員長を置き、委員長は広報広聴課長とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員会の事務局は、広報広聴課に置く。

#### (会議)

第3条 審査委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。なお、各委員の指名により、代理を認める。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。
- 5 委員長は必要に応じて、委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (審査の実施方法及び基準等)

第5条 審査は、企画提案書によるプレゼンテーションにより実施する。

- 2 審査は、別に定める審査基準に基づき評価し、企画提案競技に参加した者の中から受託候補者1名を選定する。

#### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附則

この要領は、令和8年1月6日から施行する。